



気を付けないといけない事例を紹介します

貴金属の買い取りが目的!? —強引な訪問購入に注意—

不要になった洋服を売るために訪問による買い取りを了承したのに、貴金属の売却を強要されたという相談が寄せられています。

【相談事例】

「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、不要になった洋服の訪問購入を了承した。しかし、訪問してきた若い男性に、突然「貴金属はないか」と強く言われた。怖くなって、切れたネックレスチェーンなどを探して渡してしまった。男性は、買い取り代として3千円を置いて帰っていった。領収書などの書類はもらっていない。

【アドバイス】

訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問をして勧誘することは禁じられています。このような禁止行為をする業者は家に入れないようにしましょう。電話などで訪問を約束した場合でも、購入業者は事前に承諾を得ていない物品の売却を求めることはできません。売却を迫られても、きっぱりと断りましょう。売却する場合は必ず契約書を取り交わし、その場で物品の種類や買い取り額、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
※業者は書類交付の義務があります。

訪問購入は条件を満たせば、契約後8日間はクーリングオフにより契約を解除することができます。

☎ 水巻町消費生活センター

納期限

問い合わせ
役場納税係 ☎ 201-4321

- 固定資産税 1期 5月31日(金)
- 軽自動車税 全期 5月31日(金)



4月の火災・救急件数

	水巻町	芦屋町	遠賀町	岡垣町	合 計
火 災	1	0	0	1	2
救 急	152	58	104	147	461

町の人口

令和6年4月30日現在

- 人 口 27,578人
(前年 - 174人)

- ▷ 男 性 13,013人
(前年 - 108人)

- ▷ 女 性 14,565人
(前年 - 66人)

- 世 帯 13,759世帯
(前年 + 110世帯)

町の面積 11.01 km²

● 4月の人の動き

- ▷ 出 生 13人
- ▷ 死 亡 25人
- ▷ 転 入 151人
- ▷ 転 出 113人

6月のし尿収集日

問い合わせ
役場下水道課 ☎ 201-4321

	日・曜	事業者 (対象地域)
月 2 回 ま わ り	13 木	環整 (1)
	14 金	環整 (2)
	18 火	東管社 (頃末北)
	19 水	東管社 (猪熊・頃末北)
	24 月	環整 (1)
	25 火	環整 (2)
	27 木	東管社

日・曜	対象地域 (番)
3 月	猪熊4・6～9丁目 頃末北1・2丁目
4 火	猪熊2・4～6・8・9丁目 立屋敷 頃末南1丁目 (1～11)
5 水	猪熊4・5・7・9丁目 頃末北3丁目 (12) 頃末南1丁目 (12～34) 頃末南3丁目 (1～21)
6 木	頃末北2丁目 (1・5) 頃末北3丁目 (1・3・5・16) 頃末南3丁目 (22～32) 吉田東1丁目・2丁目 (1～6)
7 金	頃末北2丁目 (1・4・5) 頃末北3丁目 (1・3・4・7) 吉田東2丁目 (7～22) 吉田東3丁目・4丁目 (1～11)
10 月	頃末北2丁目 (1・4・5) 頃末北3丁目 (4・6～8・13) 吉田東4丁目 (12)・5丁目 吉田西1丁目 (1～3)
11 火	猪熊 古賀 頃末北 梅ノ木団地 吉田西1丁目 (4～6) 吉田西2丁目 (1～10)
12 水	杣 古賀1・3丁目 吉田西2丁目 (11～20)・3丁目
13 木	杣
14 金	古賀3丁目 頃末南2丁目 頃末北3・4丁目 美吉野 中央
17 月	下二東 吉田西4・5丁目
18 火	樋口 樋口東 猪熊3丁目 (3) 二東
19 水	猪熊5丁目 (5・11) 吉田南 下二西
20 木	樋口 猪熊5丁目 (2・4・5) 吉田団地 (1・2・7・8)
21 金	猪熊1～3丁目 古賀2丁目 吉田団地 (4・5・6) 二西1丁目 (1～5)
26 水	二西1丁目 (6～8) 二西2丁目・3丁目・4丁目 (1～4)
27 木	樋口 (5) 猪熊7丁目 (13) 二西4丁目 (5～13) 伊左座

令和6年度 国民健康保険税の 税率が決まりました



国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を負担し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。令和6年度は、後期高齢者医療制度の支援金分の最高限度額の引き上げと経済動向などを踏まえ、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、国保税の軽減判定所得の見直しも合わせて行われています。国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送します。

問い合わせ

- ▷ 国民健康保険税について 役場住民税係
- ▷ 国民健康保険制度について 役場保険年金係

国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税は、所得割・平等割・均等割で構成されています。

国民健康保険税	=	医療給付費課税額	+	後期高齢者 支援金等課税額	+	介護納付金課税額 (40歳～64歳)
		所得割 均等割 平等割		所得割 均等割 平等割		所得割 均等割 平等割

国民健康保険税の計算

医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計が「年税額」です。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
	国保加入者の医療費のための分	75歳以上の人加入する 後期高齢者医療制度の支援金分	介護保険事業のための分 ※対象者は40歳以上65歳未満です。
所得割	7.8%	2.4%	1.9%
	(各加入者の前年分所得－基礎控除43万円) × 各所得割率		
均等割	22,000円	7,000円	9,000円
	加入者数 × 各均等割額		
平等割	27,500円	10,500円	8,000円
	1世帯 × 各平等割額		
最高限度額	650,000円	240,000円	170,000円

国保税の軽減基準 (法改正により基準が変わる場合があります)

世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額	軽減割合
43万円 + (給与所得者などの数－1) × 10万円 以下	7割軽減
43万円 + 29万5千円 × 加入者数 + (給与所得者などの数－1) × 10万円 以下	5割軽減
43万円 + 54万5千円 × 加入者数 + (給与所得者などの数－1) × 10万円 以下	2割軽減